

中華人民共和国科学技術進歩法

2007年12月29日修正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国科学技術進歩法

(1993年7月2日に第八回全国人民代表大会・常務委員会第二次會議で採択し、2007年12月29日に第十回全国人民代表大会・常務委員会第三十一次會議により修正した)

目 録

- 第一章 総 則
- 第二章 科学研究と技術開発、科学技術の応用
- 第三章 企業の技術進歩
- 第四章 科学技術の研究開発機関
- 第五章 科学技術者
- 第六章 保障措施
- 第七章 法的責任
- 第八章 付 則

第一章 総 則

第一条 科学技術の進歩を促進し、第一の生産力としての科学技術の役割を發揮させ、科学技術における成果が現実の生産力に転換することを促進するとともに、科学技術が經濟建設に貢献するよう推進するため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 国は科学的發展觀を堅持し、科学技術による国家建設戰略を実施する。また、独自革新と重点突破、支持・發展、未来の誘導を科学技術に関する業務上の指導方針を取り入れ、国の核心体系を構築し、革新型国家を建設する。

第三条 国は科学技術に関する研究と開発の自由を保障し、科学の探求と技術の革新を奨励するとともに、科学技術者の合法的な権利を保護する。

全社会は労働を尊重し、知識と人才、創造を尊重する。

学校及びその他の教育機関は、理論と実践の結合を堅持し、教育を受けた者の独立的な思考能力と実践能力、革新能力を育て、真理を追究し、革新を重視するとともに、事実に基づいて真実を求める科学精神を育むよう重要視する。

第四条 經濟建設と社会發展は科学技術に依拠するものであり、科学技術の進歩は經濟建設と社会發展に奉仕しなければならない。

国は科学技術の研究と開発を奨励し、科学技術の応用を通じ、従来型産業の改造、ハイテクノロジー産業と社会事業の發展を推進する。

第五条 国は科学技術の普及事業を發展させ、科学技術の知識を普及させるとともに、公民全体の科学文化素質を向上させる。

国は機関と企業事業組織、社会团体、公民が科学技術の進歩活動に参加し、支持することを奨励する。

第六条 国は科学技術の研究開発と高等教育、産業發展による結合、ならびに自然科学と

人文社会科学の交差と融合、相互促進を奨励する。

国は地域と業種、分野の境界を越えた科学技術の融合を強化し、民族地区や僻地、貧困地域における科学技術の進歩を支援する。

国は軍事用科学技術計画と民間用科学技術計画の接合と協調を強化し、科学技術に関する資源と技術開発の需要が軍事部門と民間部門の間で相互に交わり、双方向の技術移転が行われるよう促進し、軍・民両用技術を発展させる。

第七条 国は知的財産権戦略を制定し、これを実施するとともに、知的財産権制度の確立と改善を進め、知的財産権を尊重する社会環境を構築する。また、法に基づき知的財産権を保護し、独自革新を奨励する。

企業事業組織と科学技術に関連の人員は知的財産権に対する意識を強め、独自革新能力を高めるとともに、知的財産権に対する運用・保護・管理能力を強化しなければならない。

第八条 国は独自革新に有利な科学技術評価制度を確立し、これを整備する。

科学技術評価制度は各科学技術活動の特徴に応じ、公平と公正、公開を原則とし、分類評価を実施する。

第九条 国は財政資金の投入を強化し、并制定産業、税収、金融、政府調達等に関する政策を制定するとともに、社会的資金の投入を奨励・誘導することで、全社会における科学技術の研究開発経費が安定的に増加するよう促進する。

第十条 国務院は全国における科学技術進歩業務を指導し、科学技術の発展計画を制定するとともに、科学技術に関する国の重要事項、科学技術と密接な関係のある重要事項を決定する。また、科学技術の進歩と経済建設、社会発展が相互に協調するよう保障する。

地方の各級人民政府は有効な措施を講じ、科学技術の進歩を推進する。

第十一条 国務院の科学技術行政部門は、全国における科学技術進歩業務のマクロ管理を行い、全体的な協調を図る。国務院とその他の関連部門は各自の職責範囲内において、関連の科学技術進歩業務を遂行する。

県級以上の地方人民政府の科学技術行政部門は、各行政地域における科学技術進歩業務を遂行し、県級以上の地方人民政府とその他の関連部門は各自の職責範囲内において、関連の科学技術進歩業務を遂行する。

第十二条 国は科学技術進歩業務の協調体制を確立し、科学技術進歩業務における重要な問題を検討する。また、国家科学技術基金と国家科学技術計画プロジェクトの設立を調和させ、両者の接合を図るほか、科学技術資源の配置において、軍事部門と民間部門を調和させる。さらに科学技術研究開発機関の統合、科学技術の研究開発と高等教育、産業発展の結合などを含む重要事項の協調を図る。

第十三条 国は科学技術に関する政策決定規則と手順を整備とともに、規範的な諮問・政策決定体制を確立し、政策決定の科学化と民主化を推進する。

また、科学技術発展計画と重要政策の制定を行い、科学技術に関する重要事項、ならびに科学技術に密接に関わる重要事項を決定する。科学技術者の意見を十分に聴取し、科学的に政策決定を行う。

第十四条 中華人民共和国政府は外国政府や国際組織との間で、科学技術に関して協力と交流を積極的に発展させ、研究開発機関と大学、科学技術者、科学技術に関する社会団体及び企業事業組織が、科学技術の分野で国際的な提携と交流を行うよう奨励する。

第十五条 国は科学技術奨励制度を確立し、科学技術の進歩活動において重要な貢献を行った組織と個人に対して奨励を与える。具体的な方法は国務院が規定する。

国は国内外の組織、または個人が科学技術に関する賞を設立し、科学技術の進歩を促進することを奨励する。

第二章 科学研究と技術開発、科学技術の応用

第十六条 国は自然科学基金を設立し、基礎研究とフロントエンドにおける科学研究を経済的に支援し、科学技術に関わる人才を育成する。

国はテクノロジー型中小企業革新基金を設立し、中小企業の技術革新を経済的に支援する。

国は必要に応じてその他の基金を設立し、科学技術の進歩を目指す活動を経済的に支援する。

第十七条 下記の活動に従事する場合、国の関連の規定により税収面で優遇を受けることができる。

(一) 技術開発、技術供与、技術コンサルティング、技術サービスに従事する。

(二) 科学研究または技術開発に向け、国内で生産できない製品、または性能が必要とする水準に達しない製品を輸入する。

(三) 国の重要特定科学技術プロジェクト、国家科学技術計画の重要プロジェクトを実施するため、国内で生産できないコア設備、原材料または部品を輸入する。

(四) 法律や国の関連規定が規定する、その他の科学研究と技術開発、科学技術の応用活動。

第十八条 国は金融機関が知的財産権の抵当業務を展開することを奨励し、金融機関が融資等の面で科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に貢献するよう促進し、指導する。また、保険機関がハイテクノロジー産業の発展における必要に応じて保険商品を開発することを奨励する。

政策金融機関はその業務範囲内において、科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に対し、優先的に金融サービスを提供するものとする。

第十九条 科学技術活動は国の目標実現に貢献し、自由に研究を行うとの原則に基づき、国は基礎研究やフロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究を早期に始動し、これを発展させる。また、基礎研究、フロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究を持続的かつ安定的に発展するよう支持する。

科学技術の研究開発機関や大学機関、企業事業組織、公民は、法に基づいて独自に課題を選択し、基礎研究とフロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究に従事する権利を持つ。

第二十条 財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、または科学技術計画プロジェクトによって形成された発明特許権、コンピューター・ソフトウェアの著作権、集積回路設計図の独占権、植物の新品種権は、国の安全や利益、社会公共の重要な利益に関連する場合を除き、プロジェクト実施者が法に基づき、これら権利を取得するものとする。

プロジェクト実施者は法に基づき、前項に規定の知的財産権を行使し、同時に保護措施を講じなければならない。行使と保護の状況についてはプロジェクト管理機関に年度報告を提出する。合理的な期間内に行使しない場合、国は無償でこれらを行使することができ、第三者に対して有償、または無償で行使することを許諾することもできる。

プロジェクト実施者が法に基づき取得した本条第一款に規定の知的財産権について、国の安全、国益、社会公共の重要な利益により必要がある場合、国は無償でこれらを行使することができ、第三者に対して有償、または無償で行使することを許諾することもできる。

プロジェクト実施者が本条第一款に規定の知的財産権所を行使することで取得する利益の分配は、関連の法律と行政法規の規定に準拠する。法律と行政法規に規定がない場合は約定に準拠する。

第二十一条 国は、財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、または科学技術計画プロジェクトによって形成された知的財産権は、先に国内で使用することを奨励する。

前款に規定の知的財産権を国外の組織または個人に供与する場合、あるいは国外の組織または個人に独占的な行使を許諾する場合、プロジェクト管理機関から審査と認可を受けなければならない。法律と行政法規が審査認可機関に対して別途に規定を設けている場合、その規定に従う。

第二十二条 国は、国の産業政策と技術政策に基づいて国外から先進的な技術と設備を輸入することを奨励する。

財政資金と国有資本を利用し、重要技術と設備を導入する場合、技術の消化と吸収を進め、二次革新を行うものとする。

第二十三条 国は、農業に関連する科学技術の基礎研究と応用研究を奨励し、支持する。また、国は農業に関連する科学技術の知識を広め、普及させるとともに、農業技術の成果を製品化・産業化させ、農業技術の進歩を促進する。

県級以上の人民政府は、公益性の農業技術に関連する研究開発機関と農業技術普及機関が、農業用の新品種と新技術の研究開発と応用を実施するよう支持し、措置を講じる。

地方の各級人民政府は、農村地域の民間科学技術組織が栽培業、林業、牧畜業、漁業等の発展に科学技術サービスを提供し、農民に向けて科学技術に関する研修を行うよう奨励し、指導する。

第二十四条 国务院は必要に基づき、国家ハイテクノロジー産業開発区の開設を認可することができる。また、特色と優位性を備え、集積効果を発揮できるよう、国家ハイテクノロジー産業開発区の建設と発展に対し指導と支援を行うことができる。

第二十五条 国内の公民、法人、またはその他の組織が独自に革新した製品とサービス、あるいは国が重点的に支援する製品とサービスについて、性能や技術等の指標が政府調達

における条件を満たすことができる条件下において、政府は初めて発売されたものを購入するものとし、政府が率先して購入する。

政府が調達する製品が研究と開発を必要とするものである場合、調達者は入札募集の方式により、科学技術研究開発機関や大学機関、または企業を確定させ、研究と開発を実施したうえで購入する。

第二十六条 国は、科学技術の研究開発に製品及びサービス標準の制定を結合させ、科学技術の研究開発に製品の設計及び製造を結合させるよう促進する。また、科学技術の研究開発機関と大学機関、企業に対し、国の重要技術の革新、製品及びサービス標準の研究と制定、法に基づく採用を共同で進めるよう指導する。

第二十七条 国は技術市場を育成し、発展させるとともに、技術評価や技術仲介等の活動に従事する仲介サービス機関の設立を奨励する。また、社会化と専門家、ネットワーク化を実現した技術取引サービス体系の構築を指導し、科学技術の成果の普及と応用を推進する。

技術取引活動は自らの自由に基づくこと、平等であり、相互に利益があること、誠実と信用を原則とする。

第二十八条 国は科学技術機密保持制度を実施し、国の安全と利益に関連する科学技術の秘密を保護する。

国は貴重であり、絶滅の危機に瀕した希少な生物種資源、遺伝資源等、科学技術に関連する資源について出国管理制度を実施する。

第二十九条 国の安全に危害を及ぼすもの、社会公共の利益に損害をもたらすもの、人体の健康に悪影響を及ぼすもの、倫理道徳に反したものについて、国はその科学技術の研究開発活動を禁止する。

第三章 企業の技術進歩

第三十条 国は、企業を主体とし、市場を基礎とし、企業と科学技術の研究開発機関、大学機関が連携した技術革新体系を構築する。また、企業の技術革新活動を支援し、企業が技術革新における主体として機能を発揮できるよう指導する。

第三十一条 産業発展に関連し、県級以上の人民政府とその関連部門が制定した科学技術計画は、産業の発展に対する必要性を体現するものとする。

県級以上の人民政府とその関連部門は科学技術計画プロジェクトを確定し、企業の参入と実施を奨励し、平等な競争を促進する。また、将来における市場応用性が明らかであるプロジェクトについては、企業が科学技術の研究開発機関や大学機関と連携し、共同で実施することを奨励する。

第三十二条 国が企業に実施を奨励する活動

(一) 内部において科学技術の研究開発機関を設立する活動。

(二) その他の企業、または科学技術研究開発機関、大学機関と連携し、科学技術研究開発機関を設立したり、委託等の方式により科学技術研究開発を実施する活動

(三) 科学技術者を育成、招請、使用する活動

(四) 科学技術の研究開発機関、大学機関、職業学校、または研修機関が協力を通じ、専門技術者と高度技術者を育成し、大学卒業生を企業に招請して就労させる活動

(五) 法に基づき、ポストドクター就労センターを設立する活動

(六) 結合技術革新と職工技能研修を融合し、科学技術の普及活動を展開したり、一般大衆に向けて科学技術を普及させるため、開放された会館や施設を建設したりする活動

第三十三条 国は、企業が研究開発と技術革新に向けた投入を拡大し、自主的に研究開発テーマを選定し、技術革新活動を実施することを奨励する。

国は企業が導入した技術を消化し、吸収し、これを二次革新することを奨励する。

企業が新技術、新製品、新工法を開発するために発生した研究開発費用は、国の関連規定に基づき、一定比率を加算したうえで課税前利益から控除することができる。また、企業が科学技術に使用する研究開発用機器や設備は、減価償却速度を加速処理することができる。

第三十四条 国は財政資金を利用して基金を設立し、企業が独自革新と成果の産業化に向けて取得した融資に対し、利息を補助し、担保を提供する。

政策金融機関は、その業務範囲内において、国が奨励する企業の独自革新プロジェクトを重点的に支持する。

第三十五条 国は資本市場を整備し、健全な独自革新を促進する体制を確立する。また、条件に合致するハイテクノロジー企業が資本市場を利用して成長することができるよう支持する。

国はベンチャー投資促進基金を設立することを奨励し、社会的資金がベンチャー投資企業に流入するよう促進するとともに、企業の創業と発展を支持する。

第三十六条 下記の企業は国の関連規定により税収上の優遇を受ける。

(一) ハイテクノロジー製品の研究開発と生産に従事する企業

(二) 中小規模のハイテクノロジー企業に投資を行うベンチャー投資企業

(三) 法律と行政法規が規定し、科学技術の進歩と関連するその他の企業

第三十七条 国は、公共の研究開発プラットフォームと科学技術仲介サービス機関の建設を支持する。

公共研究開発プラットフォームと科学技術仲介サービス機関は、中小企業の技術革新にサービスを提供しなければならない。

第三十八条 国は法に基づき、企業が研究開発により取得した知的財産権を保護する。

企業は常に知的財産権の運用と保護、管理について能力を高め、独自革新能力と市場競争能力を強化するよう努力する。

第三十九条 国有企業は技術革新に有利な分配制度を確立し、改善するとともに、奨励体制と管理体制を改善していく。

国有企業の責任者は、企業の技術進歩に対して責任を負う。国有企業責任者の業績審査に対しては、企業の革新への投入、革新能力の建設、革新の成果等の状況を審査範囲に組

み入れるものとする。

第四十条 県級以上の地方人民政府とその関連部門は、公平な競争が行われる市場環境を確立し、企業の技術進歩を促進する。

国務院の関連部門は省・自治区・直轄市の人民政府と協力し、産業や財政、エネルギー、環境保全等の政策の制定を通じ、企業が新技術、新製品、新工法を研究開発し、技術改造と設備更新を進めるよう促進するとともに、技術が立ち遅れた設備や工法を淘汰し、生産技術が立ち遅れた製品の生産を停止するよう促進する。

第四章 科学技術の研究開発機関

第四十一条 国は科学技術の研究開発機関に対する配置を統合的に計画するとともに、科学技術の研究開発体系を確立し、整備する。

第四十二条 公民、法人、またはその他の組織は、法に基づき科学技術の研究開発機関を設立する権利を有する。国外の組織、または個人は、中国国内において、法に基づき科学技術研究開発機関を単独で設立することができ、中国国内の組織、または個人と協力し、法に基づき科学技術研究開発機関を共同で設立することもできる。

基礎研究、フロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術研究に従事する科学技術研究開発機関は、財政資金を利用して設立することができる。財政資金を利用して科学技術の研究開発機関を設立する場合、その配置を最適化し、設立の重複を防止しなければならない。重複して設立された科学技術研究開発機関は統合する。

科学技術の研究開発機関と大学機関は、法に基づきポストドクター就労センターを設立することができる。科学技術の研究開発機関は、法に基づき国外で支部機関を設立することができる。

第四十三条 科学技術の研究開発機関は下記の権利を有する。

- (一) 法に基づき、学術活動を組織する権利、または学術活動に参加する権利
- (二) 国の関連規定に基づき、独自確定科学技術の研究開発方向とプロジェクトを独自に決定し、経費の使用、機関の設置、人員の雇用及び合理的な流動等の内部管理事務を独自に決定する権利
- (三) その他の科学技術研究開発機関、大学機関、企業と協力し、科学技術研究開発を共同実施する権利
- (四) 社会からの寄贈と寄付を受ける権利
- (五) 法律と行政法規が規定するその他の権利

第四十四条 科学技術の研究開発機関は、定款の規定に基づき科学技術の研究開発活動を実施する。科学技術活動において虚偽があったり、詐欺を行ったりしてはならず、迷信を支持する活動に参加してはならない。

財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関は、科学技術の研究開発活動において、国の目標と社会公共の利益に貢献する。条件を備えている場合、一般大衆に向けて科学技術を普及させるための会館や施設を開放し、科学技術の普及活動を推進する。

第四十五条 財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関は、職責が明確で、評

価が科学的であり、開放が規則的で、かつ管理が規範的な現代アカデミー制度を確立する。また、院長または所長責任制を実施し、科学技術委員会諮詢制と従業員代表大会による監督制等の制度を取り入れる。さらに外部専門家の参与と管理、社会による監督を受け入れ、院長または所長の雇用には競争体制を導入する。

第四十六条 財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関は、科学技術に関わる資源の共有に有利な体制を確立し、科学技術に関わる資源の有効な利用を促進すべきである。

第四十七条 国は一般人が科学技術の研究開発機関を自ら設立することを奨励し、その合法的な権利が侵害を受けないよう保障する。

一般人が設立した科学技術の研究開発機関は、国の関連規定に基づき、平等な競争により、財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクトと科学技術計画プロジェクトに参加し、実施する権利を有する。

一般人が設立した非営利の科学技術研究開発機関は、国の関連規定に基づき、税収上の優遇を受ける。

第五章 科学技術者

第四十八条 科学技術者は、社会主義現代化の建設事業における重要な参加者である。国は各種の措施を講じ、科学技術者の社会地位の向上に努める。また、さまざまな方法を通じ、各分野で専門の科学技術者を養成し、育成するとともに、有利な環境と条件を創出し、科学技術者が十分に力が発揮できるようにする。

第四十九条 各級人民政府と企業事業組織は、さまざまな措置を講じ、科学技術者の賃金と福利待遇を向上させ、突出した貢献のある科学技術者に対しては優遇を与えなければならない。

第五十条 各級人民政府と企業事業組織は、科学技術者が継続的に教育を受ける権利を保障し、科学技術者がその専門技術を発揮できるよう、合理的に流動できる環境と条件を創出する。

第五十一条 科学技術者は、その学術水準と業務能力に応じ、法に基づいて勤務先機関を選択し、相応の職位を得るために雇用競争に参加することができ、相応の職務または職名を得ることができる。

第五十二条 科学技術者が条件の厳しい僻地、または過酷で危険な環境において就労する場合、所属先の機関は国の規定に基づき補助金を支給し、その職位、あるいは就労場所に相応した職業上の健康及び衛生保護を提供しなければならない。

第五十三条 科学技術に関わる青年、少数民族、女性の人員等は、専門技術を要する職務の雇用競争への参加、科学技術評価への参与、科学技術研究開発プロジェクトの実施、継続教育の享受等の面において平等な権利を有する。

科学技術に関わる青年人員の発掘と養成、使用に関わる状況は、科学技術進歩業務に

対する重要な評価内容とする。

第五十四条 国は、国外で就労する科学技術者が帰国し、科学技術の研究開発業務に従事することを奨励する。財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関、大学機関が国外で就労する傑出した科学技術者を帰国させ、これを雇用して科学技術の研究開発業務に従事させる場合、その就労や生活に便宜を提供しなければならない。

外国の傑出した科学技術者が中国において科学技術の研究開発業務に従事する場合、国の関連規定に応じ、法に基づき中国における永久居住権を優先的に取得することができる。

第五十五条 科学技術者は、科学の精神を高揚させ、学術規範と職業道徳を遵守し、誠実性を保ち、信用を守る。また、科学技術活動において虚偽や詐欺を行ってはならず、迷信活動を支持したり、参加したりしてはならない。

第五十六条 国は科学技術者が自由に模索を行い、勇敢にリスクに対峙することを奨励する。一次資料の記録により、模索性が強く、リスクの高い科学技術研究開発プロジェクトに実施し、勤勉な態度で責任と義務を果たしたものの、それでも当該プロジェクトを完了できなかったと証明される場合、当該科学技術者に対しては寛容を与える。

第五十七条 財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの管理機関は、当該プロジェクトに参加した科学技術者に学術信用ファイルを作成し、科学技術者が専門的な専門技術職、または職名に就く状況、科学技術者が科学技術研究開発プロジェクトを申請する状況等における根拠とする。

第五十八条 科学技術者は、法に基づいて科学技術に関わる社会団体を創設し、参加する権利を有する。

科学技術協会と、科学技術に関わるその他の社会団体は、定款に基づき、学術交流の促進や学科建設の推進、科学技術普及事業の発展、専門人才の養成、コンサルティングサービスの実施において、科学技術者の自律性の強化、科学技術者の合法的権利の保護等の面において、その役割を果たす。

科学技術協会と、科学技術に関わるその他の社会団体の合法的権利は法的な保護を受ける。

第六章 保障措施

第五十九条 国は、科学技術の経費投入における全体水準を段階的に高め、国が科学技術の経費に投入する財政資金の増加幅は、国家財政における経常収入の増加幅を超えるものとする。全社会の科学技術研究開発経費が国内総生産に対して適切な比重を占めるようにし、段階的にこれを引き上げる。

第六十条 財政上の科学技術資金は主に下記の事項に投入する。

(一) 科学技術の基礎条件と施設の建設

(二) 基礎研究

(三) 経済の建設と社会の発展に対し、基礎的であり、戦略的であり、かつ将来性のあるフロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究、重要なコア共通技術の研究

- (四) 重要なコア共通技術の応用とハイテクノロジー産業化のモデル化
- (五) 農業新品種と新技術の研究開発、農業科学技術の成果の応用と普及
- (六) 科学技術の普及

財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関に対し、国は経費と実験手段等の面で支持を与える。

第六十一条 審計機関と財政部門は、財政上の科学技術資金の管理状況と使用状況に対し、法に基づき監督と検査を実施する。

いかなる組織または個人も、財政上の科学技術資金について虚偽の報告を行ったり、これを着服、横領、搾取、流用したり、あるいは差し止めたりしてはならない。

第六十二条 財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクトを確定する場合、マクロ指導と自主的申請、平等な競争、同業評価・審査、優秀者支持を原則とする。財政資金を利用して設立された科学技術計画プロジェクトの実施者を確定する場合、国の関連規定により、優秀者を選んで確定する。

財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの管理機関は、評価と審査に関わる専門家データベースを構築し、科学技術基金プロジェクトと科学技術計画プロジェクトにおける専門家評価・審査制度、ならびに評価・審査に関わる専門家の選出、回避、責任追及制度を整備する。

第六十三条 国は全体的に計画し、配置を最適化するという原則を遵守し、国の科学技術研究実験拠点の統合と設置を行う。

国は総合的な科学技術実験サービス機関を設立し、科学技術の研究開発機関、大学機関、企業、科学技術者に対し、科学技術実験サービスを提供すること、ならびに第三者に委託して当該サービスを提供することを奨励する。

第六十四条 国は科学技術における進歩の必要性に応じ、全体的計画、共有性の突出、配置の最適化、総合的集積、政府主導、参与者多様化の原則を遵守し、大型科学機器及び設備の購入計画を策定するとともに、財政資金を主要な資金として購入する大型科学機器及び設備に対する合同評定業務を行う。

第六十五条 国务院の科学技術行政部門は、国务院の関連主管部門と共同で、建立科学技術研究拠点、科学機器・設備、科学技術文献、科学技術データ、科学技術自然資源、科学技術普及資源等、科学技術資源に関連する情報システムを構築する。また、科学技術資源の分布状況と使用状況を随時公表する。

科学技術資源の管理機関は、管理する科学技術資源の共有使用制度と使用状況を公表し、使用制度に基づき、その使用を手配する。但し、法律と行政法規が機密の保持を規定する場合、その規定を遵守する。

科学技術資源の管理機関は科学技術資源の使用者の知的財産権を侵害してはならず、国の関連規定に基づき費用徴収標準を確定する。管理機関と使用者の間におけるその他の権利・義務関係は双方が約定する。

第六十六条 国は国内外の組織、または個人が財産を寄贈し、科学技術基金を設立するとともに、科学技術の研究開発と科学技術の普及を経済的に支援することを奨励する。

第七章 法的責任

第六十七条 本法の規定に違反し、科学技術の進歩に用いる財政資金について虚偽の報告を行ったり、これを着服、横領、搾取、流用したり、あるいは差し止めたりした場合、財政違法行為の処罰と処分に関連する規定に基づいて是正を命じ、関連する財政資金と違法所得を押収するとともに、法に基づき行政処罰を行う。直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第六十八条 財政資金と国有資本を利用し、大型科学機器及び設備を購入後、本法の規定に違反し、大型科学機器及び設備等の科学技術資源に関連する共有使用義務を履行しない場合、関連する主管部門は是正を命じる。直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第六十九条 本法の規定に違反し、職権を濫用したり、科学技術の研究開発活動を制限あるいは抑圧したりした場合、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第七十条 本法の規定に違反し、第三者の科学技術成果を剽窃または盗用したり、あるいは科学技術活動において虚偽があったり、詐欺を行ったりした場合、科学技術者が所属する機関、または当該機関の主管機関が是正を命じる。同時に、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。科学技術の進歩に用いる財政資金、または違法所得を取得した場合、関連の主管部門は当該財政資金と違法所得を押収する。状況が進行である場合、所属機関または所属機関の主管機関がその違法行為を公表し、一定期間内において国家科学技術基金プロジェクトと国家科学技術計画プロジェクトを申請することを禁止する。

第七十一条 本法の規定に違反し、国家科学技術の奨励を騙し取った場合、主管部門が法に基づき奨励を取り消し、奨励金を押収するとともに、法に基づき処分を行う。

本法の規定に違反し、推薦した機関または個人が虚偽のデータや資料を提供することで、第三者が国家科学技術の奨励を騙し取ることを幫助した場合、主管部門は通報による批判を行う。状況が深刻である場合はその推薦資格を一時的に停止するか、または取り消すとともに、法に基づき処分を行う。

第七十二条 本法の規定に違反し、科学技術の行政等に関連する部門及びその職員が職権を濫用したり、職務を怠慢するほか、個人的利益のために不正を働いたりした場合、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第七十三条 本法の規定、その他の法律と法規が行政処罰を規定する場合は当該規定に準拠する。経済的損失、またはその他の損害をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 付 則

第七十四条 国防科学技術に関わるその他の関連事項は、国務院と中央軍事委員会が規定する。

第七十五条 本法は2008年7月1日より施行する。